

引越運送業の契約のルールが変わります！ ～6月1日より解約・延期手数料が改正されます～

国土交通省 平成30年1月31日

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000145.html

引越運送業においては、平成27年に「標準引越運送約款改正検討会」を立ち上げ、適用範囲の拡大や解約・延期手数料等の改正について検討をしてきた結果、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正を行いましたのでお知らせします。

1. 改正の概要

- (1) 標準引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款の適用範囲に積合せによる引越運送を加える。（下記参考資料参照）
- (2) 解約・延期手数料の請求対象日及び料率を見直す。（下記参考資料参照）
（解約・延期手数料の改正の概要）

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	—	運賃及び料金の20%以内

2. 改正のスケジュール

改正告示公布：平成30年1月31日

改正告示施行：平成30年6月 1日

※参考資料

<http://www.mlit.go.jp/common/001219883.pdf>